

発委第 2 号

日出町議会委員会条例の一部改正について

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 3 月 1 3 日 提 出

議会運営委員会

委員長 池 田 淳 子

日出町議会委員会条例の一部を改正する条例

日出町議会委員会条例（昭和 5 1 年日出町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「8 人」を「7 人」に、「政策企画課、まちづくり推進課」を「政策推進課、ひと・まち・未来創生課」に、「所管に属する事務」を「所管に属する事項」に、「に属さない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等に関する事務」を「の所管に属しない事項」に改め、同条第 2 号中「8 人」を「7 人」に、「事務の調査並びに議案、請願、陳情等に関する事務」を「事項」に改め、同条第 3 号中「1 5 人」を「1 3 人」に、「事務」を「事項」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(4) 広報広聴常任委員会 1 3 人

議会の広報広聴に関する事項

第 5 条の 2 第 2 項中「1 0 人」を「7 人」に改める。

第 6 条第 4 項ただし書及び同条第 6 項ただし書を削る。

第11条第2項ただし書を削る。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の日出町議会委員会条例第2条及び第5条の2第2項の規定は、公布日以後初めてその期日が告示される一般選挙により選出された議員の任期の起算日から適用し、当該起算日前については、なお従前の例による。

#### 理 由

通年会期制の導入及び委員会定数等の変更に伴い、条例を改正したいので提出する。